

別表 1 (2-2 関係)

添付書面一覧

整理番号	添付書面の名称	提出時の注意事項等
(1)	装置型式指定通知書等又は協定規則に基づく認定証の写し	指定装置等を装着している場合に限る。
(2)	保安基準等適合検討書	保安基準及び審査基準通達に掲げる各規定に適合しているかどうかを検討した結果を記載したものであること。 なお、(1) の書面を提出する場合には、当該指定装置等に係る検討結果（装置そのものの性能要件に係るものに限る。）の記載を省略することができる。
(3)	長距離耐久告示第 3 条第 1 号に定める書面	
(4)	長距離耐久告示第 3 条第 2 号に定める書面	
(5)	試験実施選定事由書	次に該当する場合に限るものとし、内容はその技術的根拠を記載したものであること。 1 (6) の書面を作成するにあたり、同等又は不利側と判断される自動車の試験を実施することにより、その他の自動車の試験を省略している場合。 なお、同等又は不利側と判断される自動車の試験を既に行っており、試験を省略している場合も同様とする。 2 提示された自動車により自動車機構が試験を実施する場合であって、同等又は不利側と判断される自動車の試験を実施することにより、その他の自動車の試験を省略することを希望する場合。
(6)	試験成績書	次に掲げる試験項目のうち、自動車の仕様に応じ、保安基準等に基づき適用される基準等に対応する試験項目について、別添 1 「試験規程」に基づき実施した試験結果であること。 ただし、(1) の書面を提出する場合には、当該指定装置等に係る試験項目（装置そのものの性能要件に係るものに限る。）、提示された自動車により自動車機構が試験を実施する場合には、当該試験項目の提出を省略して差し支えない。 なお、輸入自動車の場合には、自動車型式認証実施要領附則 9 によることができる。 適用する場合には、試験記録及び成績を別添 1 「試験規程」の付表様式に記入するとともに、自動車製作者が外国の試験方法により試験を実施した旨を証する書面を添付すること。
1	諸元測定試験	

2	牽引自動車の軸重に関する試験	
3	最大安定傾斜角度試験	諸元表に記載される値が、保安基準値に対し5度以上の余裕がある場合には、提出を省略して差し支えない。
4	操縦安定性試験	最高速度40km/h以上の連結車両に限る。 (6)42附則21の試験結果を提出する場合には、提出を省略して差し支えない。
5	最小回転半径試験	最遠軸距が5メートル以下の場合には、提出を省略して差し支えない。
6	大型貨物自動車の速度抑制装置試験	
7	原動機出力装置試験(協定規則第85号)	
8	燃料消費率試験(JC08モード)	
9	燃料消費率試験(WLTCモード)	
10	燃料消費率試験(重量車)	
11	燃料消費率試験(重量車(2025年度燃費基準対応))	
12	電気ハイブリッド重量車燃料消費率試験(システムベンチ)	
13	電気ハイブリッド重量車燃料消費率試験(HILSシステム)	
14	一充電走行距離及び交流電力量消費率試験(JC08モード)	
15	一充電走行距離及び交流電力量消費率試験(JC08モード計算法対応)	
16	軽合金製ディスクホイール試験	
17	乗用車用空気入タイヤ試験	
18	トラック、バス及びトレーラ用空気入タイヤ試験	
19	二輪車用空気入タイヤ試験	
20	乗用車用空気入タイヤ試験(協定規則第30号)	
21	トラック、バス及びトレーラ用空気入タイヤ試験(協定規則第54号)	
22	応急用予備走行装置試験(協定規則第64号)	
23	二輪車等用空気入タイヤ試験(協定規則第75号)	
24	タイヤの車外騒音・ウェット路面上での摩擦力・転がり抵抗に係る試験(協定規則第117号)	
25	タイヤ空気圧監視装置試験(協定規則第141号)	
26	自動車に取り付けられる空気入ゴムタイヤ試験(協定規則第142号)	
27	二輪自動車の操作装置及び表示装置試験(協定規則第60号)	
28	操作装置及び表示装置試験(協定規則第121号)	
29	衝撃吸収式かじ取装置試験	
30	かじ取装置の前面衝突時の乗員保護試験(協定規則第12号)	
31	かじ取装置試験(協定規則第79号)	
32	前輪整列試験	(6)31の試験結果を提出する場合には、提出を省略して差し支えない。

33	四輪自動車等の施錠装置試験	
34	二輪自動車等の施錠装置試験	
35	イモビライザ試験	
36	トラック及びバスの制動装置試験	
37	アンチロックブレーキシステム試験	
38	乗用車の制動装置試験	
39	制動液漏れ警報装置試験	
40	トレーラの制動装置試験	
41	衝突被害軽減制動制御装置試験	(6) 45 の試験結果を提出する場合には、提出を省略して差し支えない。
42	トラック、バス及びトレーラの制動装置試験(協定規則第 13 号)	
43	乗用車の制動装置試験 (協定規則第 13H 号)	
44	二輪車等の制動装置試験 (協定規則第 78 号)	
45	衝突被害軽減制動制御装置試験 (協定規則第 131 号)	
46	ブレーキアシストシステム試験 (協定規則第 139 号)	
47	横滑り防止装置試験 (協定規則第 140 号)	
48	急制動試験	大型特殊自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに最高速度 25km/h 以下の自動車(被牽引自動車を除く。)に限る。
49	制動能力試験	大型特殊自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに最高速度 25km/h 以下の自動車(被牽引自動車を除く。)に限る。
50	駐車制動装置能力試験	大型特殊自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに最高速度 25km/h 以下の自動車(被牽引自動車を除く。)に限る。
51	制動用空気容量試験	空気圧力又は真空圧力により作動する主制動装置を備える大型特殊自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに最高速度 25km/h 以下の自動車(被牽引自動車を除く。)に限る。 ただし、失陥時においても要求性能を満足するものを除く。
52	非常制動装置試験	大型特殊自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに最高速度 25km/h 以下の自動車(被牽引自動車を除く。)に限る。
53	ブレーキ警報時制動能力試験	空気圧力又は真空圧力により作動する主制動装置を備える大型特殊自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに最高速度 25km/h 以下の自動車(被牽引自動車を除く。)に限る。 ただし、失陥時においても要求性能を満足するものを除く。
54	乗用車用プラスチック製燃料タンク試験	
55	衝突時等における燃料漏れ防止試験	
56	自動車用燃料タンク試験(協定規則第 34 号(単品))	
57	自動車用燃料タンク試験(協定規則第 34 号(車	

	両))	
58	圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置試験 (世界統一技術規則第 13 号)	
59	圧縮水素ガスを燃料とする自動車の衝突時等における燃料漏れ防止試験 (世界統一技術規則第 13 号)	
60	自動車燃料ガス容器取付部試験	
61	自動車燃料ガス容器の気密・換気試験	
62	圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置試験	
63	圧縮水素ガスを燃料とする二輪自動車及び側車付二輪自動車の燃料装置試験	
64	圧縮天然ガスを燃料とする自動車の燃料装置試験 (協定規則第 110 号 (車両))	
65	圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置試験 (協定規則第 134 号)	
66	圧縮水素ガスを燃料とする自動車の衝突時等における燃料漏れ防止試験 (協定規則第 134 号)	
67	圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置試験 (協定規則第 134 号 (取付・強度))	
68	圧縮水素ガスを燃料とする二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車の燃料装置試験 (協定規則第 146 号)	
69	燃料電池自動車の高電圧からの乗員保護試験	
70	電気自動車及び電気式ハイブリッド自動車の高電圧からの乗員保護試験	
71	電気自動車及び電気式ハイブリッド自動車の衝突後の高電圧からの乗員保護試験	
72	電気自動車、電気式ハイブリッド自動車及び燃料電池自動車の衝突後の高電圧からの乗員保護試験 (車両)	
73	電気自動車、電気式ハイブリッド自動車及び燃料電池自動車の衝突後の高電圧からの乗員保護試験 (取付・強度)	
74	電磁両立性試験 (協定規則第 10 号)	
75	前面衝突後の高電圧からの乗員保護試験 (協定規則第 12 号)	
76	オフセット前面衝突後の高電圧からの乗員保護試験 (協定規則第 94 号)	
77	側面衝突後の高電圧からの乗員保護試験 (協定規則第 95 号)	
78	高電圧からの乗員保護試験 (協定規則第 100 号 (車両))	
79	高電圧からの乗員保護試験 (協定規則第 100 号 (単品))	
80	電気二輪自動車等の高電圧からの乗員保護試験 (協定規則第 136 号 (車両))	
81	電気二輪自動車等の高電圧からの乗員保護試験 (協定規則第 136 号 (単品))	
82	前面衝突後の高電圧からの乗員保護試験 (協定	

	規則第 137 号)	
83	外装試験	
84	外装の手荷物積載用部品試験	
85	外装の電波送受信アンテナ試験	
86	前面衝突時の乗員保護試験	
87	前面衝突時の乗員保護及び燃料漏れ防止試験	
88	側面衝突時の乗員保護試験	
89	歩行者頭部保護試験	
90	歩行者頭部及び脚部保護試験	
91	オフセット衝突時の乗員保護試験	
92	オフセット衝突時の乗員保護試験（協定規則第 94 号）	
93	側面衝突時の乗員保護試験（協定規則第 95 号）	
94	歩行者頭部及び脚部保護試験（協定規則第 127 号）	
95	ポール側面衝突時の乗員保護試験（協定規則第 135 号）	
96	前面衝突時の乗員保護及び燃料漏れ防止試験（協定規則第 137 号）	
97	突入防止装置試験	
98	突入防止装置取付装置等試験	
99	前部潜り込み防止装置試験	
100	前部潜り込み防止装置取付装置等試験	
101	突入防止装置試験（協定規則第 58 号（単品））	
102	突入防止装置試験（協定規則第 58 号（車両））	
103	内装材料の難燃性試験	
104	インストルメントパネルの衝撃吸収試験	
105	サンバイザの衝撃吸収試験	
106	内装の乗員保護装置試験（協定規則第 21 号）	
107	直接前方視界試験	
108	直接前方視界試験（協定規則第 125 号）	
109	座席及び座席取付装置試験	
110	座席及び座席取付装置試験（協定規則第 17 号（乗用等））	
111	座席及び座席取付装置試験（協定規則第 17 号（貨物等））	
112	バスの座席及び座席取付装置試験（協定規則第 80 号（単品））	
113	バスの座席及び座席取付装置試験（協定規則第 80 号（車両））	
114	座席ベルト取付装置試験	
115	座席ベルト試験	
116	運転者席の座席ベルトの非装着時警報装置試験	
117	座席ベルト取付装置試験（協定規則第 14 号）	
118	座席ベルト試験（協定規則第 16 号（単品））	
119	座席ベルト試験（協定規則第 16 号（車両））	
120	座席ベルト試験（協定規則第 16 号（リマインダ））	
121	頭部後傾抑止装置試験	

122	頭部後傾抑止装置試験（技術基準通達別添 27）	
123	年少者用補助乗車装置試験	
124	座席ベルト取付装置試験（協定規則第 14 号（ISOFIX アンカ強度・取付位置））	
125	年少者用補助乗車装置取付具試験（協定規則第 145 号）	
126	座席ベルト試験（協定規則第 16 号（ISOFIXCRS 搭載性））	
127	年少者用補助乗車装置試験（協定規則第 44 号）	
128	とびらの開放防止試験	
129	とびらの開放防止試験（協定規則第 11 号）	
130	とびらの開放防止試験（技術基準通達別添 29 の 2）	
131	窓ガラス試験	「合わせガラス」、「部分強化ガラス」又は「強化ガラス」の場合には、必要があると認められるときに限る。
132	窓ガラス試験（協定規則第 43 号（単品））	
133	窓ガラス試験（協定規則第 43 号（車両））	
134	近接排気騒音試験	
135	定常走行騒音試験	
136	加速走行騒音試験	
137	二輪自動車の騒音試験（協定規則第 41 号）	
138	四輪自動車の車外騒音試験（協定規則第 51 号）	
139	重量車排出ガス試験（JE05 モード）	
140	電気ハイブリッド重量車排出ガス試験（システムベンチ）	
141	電気ハイブリッド重量車排出ガス試験（HILS システム）	
142	ディーゼル重量車排出ガス試験（WHDC モード）	
143	軽・中量車排出ガス試験（10・15+JC08C モード）	
144	軽・中量車排出ガス試験（JC08H+JC08C モード）	
145	軽・中量車排出ガス試験（JC08H+JC08C モード（ポスト新長期対応））	
146	軽・中量車排出ガス試験（WLTC モード）	
147	ディーゼル特殊自動車排出ガス試験（8 モード）	
148	ディーゼル特殊自動車排出ガス試験（8 モード及び NRTC）	
149	ディーゼル特殊自動車排出ガス試験（8 モード及び NRTC（RMC 対応））	
150	二輪車排出ガス試験	
151	二輪車排出ガス試験（WMTC）	
152	無負荷急加速黒煙試験	
153	熱害警報装置等試験	
154	車載式故障診断装置試験（ガソリン自動車（J-OBD I））	
155	車載式故障診断装置試験（ガソリン自動車（J-OBD II））	
156	車載式故障診断装置試験（ディーゼル自動車）	
157	車載式故障診断装置試験（ディーゼル重量車（J-	

	OBD II))	
158	燃料蒸発ガス試験 (10・15+11 モード)	
159	燃料蒸発ガス試験 (JC08 モード)	
160	ガソリン・液化石油ガス特殊自動車 7 モード排出ガス試験	
161	無負荷急加速時に排出される排出ガスの光吸収係数試験	
162	車載式故障診断装置試験 (二輪車用 J-OBD I)	
163	オフサイクル時のディーゼル重量車排出ガスの制御に関する試験	
164	燃料蒸発ガス試験 (二輪車モード)	
165	燃料蒸発ガス試験 (WMTC モード)	
166	路上走行時のディーゼル軽・中量車排出ガス試験	
167	前照灯試験	
168	灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置試験	
169	二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置試験	
170	前照灯洗浄器試験	
171	前照灯洗浄器及び前照灯洗浄器取付装置試験	
172	二輪自動車等の灯火器試験 (協定規則第 50 号)	
173	前照灯試験 (協定規則第 98 号)	
174	前照灯試験 (協定規則第 112 号)	
175	前照灯試験 (協定規則第 113 号)	
176	前照灯試験 (協定規則第 123 号)	
177	前照灯試験 (技術基準以外)	
178	前部霧灯試験 (協定規則第 19 号)	
179	側方照射灯試験	
180	側方照射灯試験 (協定規則第 119 号)	
181	低速走行時側方照射灯試験 (協定規則第 23 号)	
182	車幅灯試験	
183	前部上側端灯試験	
184	昼間走行灯試験 (協定規則第 87 号)	
185	前部反射器試験	
186	側方灯試験	
187	側方反射器試験	
188	番号灯試験	
189	番号灯試験 (協定規則第 4 号)	
190	尾灯試験	
191	後部霧灯試験	
192	駐車灯試験	
193	後部上側端灯試験	
194	後部反射器試験	
195	大型後部反射器試験 (協定規則第 70 号)	
196	再帰反射材試験	
197	制動灯試験	
198	制動灯及び補助制動灯の点灯要件にかかる補助制動装置減速能力試験	

199	補助制動灯試験	補助制動装置を操作している際に、減速度にかかわらず制動灯が点灯する構造の自動車の場合には、提出を省略して差し支えない。
200	後退灯試験	
201	方向指示器試験	
202	警音器の警報音発生装置試験	
203	警音器の音圧試験	
204	警音器の警報音発生装置試験（協定規則第 28 号）	
205	警音器の音圧試験（協定規則第 28 号）	
206	警告反射板試験	
207	停止表示器材試験	
208	盗難発生警報装置試験	
209	車線逸脱警報装置試験（協定規則第 130 号）	
210	車両接近通報装置試験（協定規則第 138 号）	
211	事故自動緊急通報装置試験（協定規則第 144 号）	
212	衝撃緩和式後写鏡試験	
213	車室内後写鏡の衝撃緩和試験	
214	直前直左確認鏡試験	
215	二輪自動車等の後写鏡試験	
216	二輪自動車等の後写鏡及び後写鏡取付装置試験	
217	後写鏡等の視界試験	(6) 215 及び (6) 216 の試験結果を提出する場合には、提出を省略して差し支えない。
218	後写鏡等試験（協定規則第 46 号）	
219	後写鏡等試験 ミラー以外の間接視界装置（協定規則第 46 号）	
220	後写鏡等及び後写鏡等取付装置試験（協定規則第 46 号）	
221	乗用車等の窓ふき器及び洗浄液噴射装置試験	
222	バス及びトラックの洗浄液噴射装置試験	
223	デフロスタ試験	
224	速度計試験	
225	運行記録計試験	
226	速度表示装置試験	
227	最高速度試験	大型特殊自動車並びに最高速度 25km/h 以下の自動車（被牽引自動車を除く。）に限る。
228	燃料消費率試験（定速走行）	諸元表に燃料消費率が記載されている場合に限る。
229	燃料消費率試験（10・15 モード）	諸元表に燃料消費率が記載されている場合に限る。
230	一充電走行距離及び交流電力量消費率試験（10・15 モード）	諸元表に一充電走行距離及び交流電力量消費率が記載されている場合に限る。
231	一充電走行距離及び交流電力量消費率試験（定速走行）	諸元表に一充電走行距離及び交流電力量消費率が記載されている場合に限る。
232	一充電走行距離及び交流電力量消費率試験（定速走行（二輪））	諸元表に一充電走行距離及び交流電力量消費率が記載されている場合に限る。
233	原動機車載出力試験（ガソリン機関）	別添 1「試験規程」以外の測定方法（UN 規則、EU 指令、ISO 規格、SAE 規格又は DIN 規



		格をいう。) によることができる。 なお、輸入される乗用車の場合には、必要があると認められるときに限るものとし、ガソリン又は LPG を燃料とする自動車にあっては、原動機性能曲線図をもって当該書面に代えることができる。
234	原動機車載出力試験 (ディーゼル機関)	別添 1「試験規程」以外の測定方法 (UN 規則、EU 指令、ISO 規格、SAE 規格又は DIN 規格をいう。) によることができる。 なお、輸入される乗用車の場合には、必要があると認められるときに限るものとし、ガソリン又は LPG を燃料とする自動車にあっては、原動機性能曲線図をもって当該書面に代えることができる。
235	原動機車載出力試験 (二輪自動車)	別添 1「試験規程」以外の測定方法 (UN 規則、EU 指令、ISO 規格、SAE 規格又は DIN 規格をいう。) によることができる。 なお、輸入される乗用車の場合には、必要があると認められるときに限るものとし、ガソリン又は LPG を燃料とする自動車にあっては、原動機性能曲線図をもって当該書面に代えることができる。
236	電動機最高出力及び定格出力試験	必要があると認められるときに限る。
237	燃料消費率試験 (CNG 重量車)	諸元表に燃料消費率が記載されている場合に限る。
(7)	構造基準等適合検討書	次に掲げる各規定に適合しているかどうかを検討した結果を記載したものであること。
1	自動車の用途等の区分について (昭和 35 年 9 月 6 日付け自車第 452 号)	明らかに乗用車であると判断できる自動車及び明らかに貨物自動車と判断できる自動車の場合には、提出を要しない。
2	液化石油ガス (LP ガス) を燃料とする自動車の構造取扱基準について (昭和 62 年 10 月 14 日付け地技第 240 号)	
3	圧縮天然ガス自動車の構造基準について (平成 7 年 12 月 18 日付け自技第 274 号自審第 1635 号)	
4	ポール・トレーラの構造基準について (昭和 47 年 2 月 14 日付け自車第 623 号)	
5	ワンマンバス構造要件について (昭和 61 年 12 月 12 日付け地技第 228 号地車第 152 号)	細目告示別添 106「ワンマンバスの構造要件」を適用するものについては提出を要しない。
6	タンク証明書 (写し)	消防法 (昭和 23 年法律第 186 号) 第 11 条第 5 項の規定によるものであること。
7	クレーン吊上能力証明書	クレーン等安全規則 (昭和 47 年労働省令第 34 号) 第 55 条第 6 項に基づく移動式クレーン明細書の写し又は同規則第 53 条第 1 項の規定による製造の許可を受けた者が当該許可に係る移動式クレーンについて同規則第 55 条第 3 項の規定にいう定格荷重を証

		した書面であること。
(8)	指導基準適合検討書	次に掲げる各規定に適合しているかどうかを検討した結果を記載したものであること。 ただし、大型特殊自動車の場合には、提出を要しない。
1	キャンピング・トレーラ等の構造基準について（昭和46年5月10日付け自車第294号）（昭和47年2月12日付け自車第65号）	輸入自動車の場合には、提出を要しない。
2	圧縮天然ガスを燃料とする自動車の取扱いについて（平成7年12月15日付け自技第272号自審第1634号自環第261号）別添「圧縮天然ガス自動車の技術指針」	
(9)	指導基準適合検討結果一覧表	次に掲げる各規定に適合しているかどうかを検討した結果を記載したものであること。 ただし、輸入自動車の場合には、提出を要しない。 また、大型特殊自動車の場合には、ホイール・クレーン車のみ(9)13を提出すればよい。
1	スペアタイヤ保持装置の対策について（昭和53年2月8日付け自車第30号）	
2	サンルーフ構造基準について（昭和54年9月4日付け自車第681号）	
3	作業用補助制動装置の取扱いについて（昭和55年8月20日付け自車第629号）	
4	トラック荷台の安全対策について（昭和44年12月23日付け自車第1371号）（昭和45年10月2日付け自車第925号）（昭和55年6月10日付け自車第433号）	
5	ホイールステップの安全対策について（昭和45年12月9日付け自車第1082号）	
6	クレーン付トラックのクレーンの突出量について（昭和43年8月14日付け自車第831号）	
7	バス用サンルーフ構造基準について（昭和56年8月4日付け自車第548号）	
8	連結車の連結状態における検討書について（昭和44年1月31日付け自車第81号）	「トレーラ及びトラクタの連結仕様検討書」の検討結果を取りまとめた「トレーラ及びトラクタの連結可否検討結果一覧表」であること。
9	ダンプ型トラックの警報装置について（昭和46年2月1日付け自車第49号）	
10	大型貨物自動車の左折警報装置の装着について（昭和57年9月3日付け自車第523号）	
11	大型トラックの間接視界改善について（昭和59年9月13日付け地技第21号地審第45号）	
12	大型クレーン車、クレーン用台車及びホイール・クレーン車の大きさについて（平成6年6月8日付け自技第90号自審第767号）	

	13	車両運搬車の構造要件について（平成7年6月30日付け自技第154号自審第802号）	
(10)		平成27年改正告示による改正前の細目告示第41条第1項第21号を確認する書面	排出ガスを著しく悪化させる原動機制御（ディフューストストラテジー）の対策について（平成25年10月1日付け国自環第99号）によること。